

佐賀労働局発表
令和5年3月29日(水)

【照会先】
佐賀労働局職業安定部
部長 三宅 秀朋
課長 山田 敏彦
電話 0952-32-7216

佐賀市と佐賀労働局が「雇用対策協定」を締結しました

佐賀市（市長 坂井 英隆）と佐賀労働局（局長 重河 真弓）は、雇用に関する施策を密接な関連のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう、令和5年3月29日に連携・協力の内容などを定めた「佐賀市雇用対策協定」を締結しました。

記

- 1 協定に基づき、次の事項について連携、協力します。
 - (1) 活力ある産業の振興を支える人材の確保・育成
 - (2) 共生社会を目指す障がい者支援
 - (3) 高齢者が安心して暮らせる福祉の充実と就労支援
 - (4) 自立を支える生活困窮者等への支援
 - (5) 安心して子育てできる環境の充実
 - (6) 女性の活躍推進
 - (7) 多文化共生の推進

参考資料

佐賀市雇用対策協定（別添1）
佐賀市雇用対策協定の概要（別添2）

※ 協定に基づく事業計画については、今後すみやかに運営協議会を設置し、策定していくこととしています。

佐賀市雇用対策協定

佐 賀 市
厚生労働省佐賀労働局

佐賀市雇用対策協定

佐賀市（以下「市」という。）及び厚生労働省佐賀労働局（以下「労働局」という。）は、佐賀市域における総合的な雇用対策に密に連携して取り組むこととし、以下に従い「佐賀市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 市の講ずる地域経済活性化、雇用機会の確保、福祉等の取組と、労働局が講ずる職業紹介、人材育成、雇用保険、企業への啓発その他の雇用に関する取組を効率的かつ一体的に実施することにより、地域経済の活性化に伴う人材の確保・育成、若者、女性、障がい者、高齢者など希望するすべての人が活躍できる環境整備や職業の安定を図ることを目的とする。

（事業内容等）

第2条 市及び労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組及び実施方法を事業計画として毎年度定めるものとする。

（運営協議会の設置）

第3条 前条の事業計画の作成及び事業計画に定めた取組の進捗状況を把握するため、運営協議会を設置する。

2 運営協議会設置に係る詳細は、別途定めるものとする。

（要請等）

第4条 市長及び労働局長は、それぞれが実施する取組の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 市長及び労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第5条 本協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りでない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、市及び労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市長及び労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

(協定締結当事者)

令和5年3月29日

佐賀市長

坂井 英隆

厚生労働省佐賀労働局長

重河 真弓

雇用対策協定とは

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律第31条に基づき、地方自治体の長と労働局長が締結する協定。

締結状況

計256団体(47都道府県189市19町1村)が締結
※令和5年3月1日時点

国と地方公共団体が地域の課題に一丸となって対応

全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う(国(労働局・ハローワーク)と)、地域の实情に応じた各種対策を行う地方公共団体(都道府県・市区町村)が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するために雇用対策協定を締結しています。

○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）（抄）

第10章 国と地方公共団体との連携等

(国と地方公共団体との連携)

第31条 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等

と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策について、相互の連携協力の確保に関する協定の締結、同一の施設における一体的な実施その他の措置を講ずることにより、密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）（抄）

(協定の締結等)

第13条の2 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、当該地方公共

団体を管轄する公共職業安定所(次項において「管轄公共職業安定所」という。)の業務に関する事項について、当該都道府県労働局長が必要な措置を講ずること等により、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と当該地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるようにするための協定(以下「雇用対策協定」という。)を締結することができる。

佐賀 鳥栖市	福岡 北九州市 福岡市 久留米市	大分 宇佐市 中津市 佐伯市 日田市 豊後大野市 大分市 豊後高田市 杵築市	山口 下関市 山口市	島根 松江市 出雲市 安来市 隠岐の島町 益田市	鳥取 境港市 鳥取市	兵庫 加西市 加古川市 尼崎市 淡路市 三田市 洲本市 たつの市 南あわじ市 高砂市 豊岡市 丹波市 川西市 伊丹市 西宮市	京都 精華町 宮津市 京丹後市 綾部市	福井 勝山市 坂井市 大野市 あわら市 越前市 敦賀市 福井市 永平寺町 鯖江市 小浜市 越前市 若狭町	石川 珠洲市 金沢市 志賀町 羽咋市 七尾市	新潟 新潟市 長岡市	富山 富山市	長野 長野市	山梨 山梨市	岐阜 岐阜市 中津川市 大垣市 各務原市 飛騨市	滋賀 大津市	愛知 瀬戸市 一宮市 豊田市 犬山市 春日井市 小牧市 豊明市 新城市	静岡 浜松市 磐田市 熱海市 富士宮市 掛川市 沼津市 島田市 三島市 富士市 藤枝市 焼津市 静岡市	奈良 吉野町 橿原市 生駒市	三重 松阪市 津市 四日市市 鈴鹿市 伊勢市 桑名市	和歌山 海南市 紀の川市	京都府 精華町 宮津市 京丹後市 綾部市	福井県 勝山市 坂井市 大野市 あわら市 越前市 敦賀市 福井市 永平寺町 鯖江市 小浜市 越前市 若狭町	石川県 珠洲市 金沢市 志賀町 羽咋市 七尾市	新潟県 新潟市 長岡市	富山県 富山市	長野県 長野市	山梨県 山梨市	岐阜県 岐阜市 中津川市 大垣市 各務原市 飛騨市	滋賀県 大津市	愛知県 瀬戸市 一宮市 豊田市 犬山市 春日井市 小牧市 豊明市 新城市	静岡県 浜松市 磐田市 熱海市 富士宮市 掛川市 沼津市 島田市 三島市 富士市 藤枝市 焼津市 静岡市	奈良県 吉野町 橿原市 生駒市	三重県 松阪市 津市 四日市市 鈴鹿市 伊勢市 桑名市	和歌山県 海南市 紀の川市	北海道 札幌市 沼田町	青森 三戸町 鯉ヶ沢	秋田 大館市 大仙市 横手市 秋田市 鹿角市 能代市 にかほ市 湯沢市 由利本荘市	山形 山形市 天童市	福島 いわき市 南相馬市 郡山市 伊達市 須賀川市 白河市 会津若松市 福島市 二本松市	岩手 北上市	宮城 登米市 大崎市 栗原市 多賀城市	茨城 常陸太田市 笠間市 高萩市 北茨城市 東海村 常総市 大洗町 鹿嶋市 阿見町 八千代町 大子町	群馬 太田市 前橋市 高崎市 沼田市	栃木 那須塩原市 鹿沼市 野木町	埼玉 さいたま市 戸田市 志木市 川越市 加須市	千葉 船山市 千葉市
------------------	----------------------------------	---	-------------------------	--	-------------------------	--	----------------------------------	---	--	----------------------	------------------	------------------	------------------	--	------------------	--	--	-----------------------------	--	------------------------	-----------------------------------	--	---	-----------------------	-------------------	-------------------	-------------------	---	-------------------	---	---	------------------------------	---	-------------------------	--------------------------	----------------------	---	----------------------	--	------------------	----------------------------------	---	---------------------------------	-------------------------------	--	----------------------

目的と効果

○目的

「地域経済の持続的発展を支える人材の確保・育成」、「性別、国籍、年齢、障がい者等の多様性を認め合い、一人ひとりが個性と能力を発揮できる環境整備・職業の安定」を図るため、総合的な雇用対策に密に連携して取り組むことを目的とする。

○効果

これまで構築してきた連携基盤を強化・発展させるため、現在の連携の進捗状況について確認を行い、さらに連携できる取組がないか継続的に検討することで、住民サービスの向上が期待できる。

共同で取り組む内容（希望するすべての人が活躍するための各種取組）

<p>①活力ある産業の振興を支える人材の確保・育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・誘致企業、スタートアップ企業などへの人材の確保・育成支援と求職者に対する能力開発による人づくりの支援 ・企業説明会、面談会等を開催するなど、新卒者、若者、就職氷河期世代等の若年層の就職支援 ・各種支援策の情報を共有し、IT系人材及び人材不足業界等における人材の確保・育成に関する支援の強化を図る
<p>②共生社会を目指す障がい者支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ともに生き ともにかがやくまち さが」を基本理念とする「佐賀市障がい者プラン」を踏まえ、関係機関がチームで障がい者の就職・就労支援及び生活支援等を行い、障がい者の生活の安定を図る
<p>③高齢者が安心して暮らせる福祉の充実と就労支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「生涯現役社会」実現のための65歳以上への定年の引き上げや66歳以上への継続雇用延長に向けた周知・啓発 ・シルバー人材センターとハローワーク佐賀が連携し、高年齢者を対象とした就職支援セミナー・ミニ面談会の開催による早期再就職支援
<p>④自立を支える生活困窮者等への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市が行う福祉サービスと労働局が実施する職業紹介・就労支援の一体的な実施による生活困窮者等の円滑な自立支援
<p>⑤安心して子育てできる環境の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てをしながら働くことを希望する女性等が安心して活躍できるよう、働きやすい職場環境を提供する企業情報や保育情報の提供等の実施による就職支援
<p>⑥女性の活躍推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現し、その力を十分に発揮して輝くことができるよう、企業へ向けて啓発などの取組を進める
<p>⑦多文化共生の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定技能外国人をはじめとする外国人労働者が安心して就労・生活できるよう、適切な雇用管理の改善・環境整備、就労の確保等に関する啓発、支援を実施